

## 金融機関向け IFRS ニュース 2022 年 1 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の **< 凡例 >** をご参照ください。

### < 今月のハイライト >

#### 金融商品

- IASB の情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」に対する [デロイト](#) 及び [ASBJ](#) のコメント  
2021 年 9 月に公表された IASB の情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」（コメント期限：2022 年 1 月 28 日）について複数の団体からコメントが発出されています。デロイトや ASBJ は IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する意見の中で ESG やサステナビリティに関連する新しい金融商品に対する基準対応が必要な点にも触れていません。

#### 表示及び開示

- IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」に対する [デロイト](#) 及び [ASBJ](#) のコメント  
2021 年 3 月に公表された IASB の公開草案 ED/2021/3「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」（コメント期限 2022 年 1 月 12 日）について、デロイトがコメント・レター（全 13 ページ）を公表し、ASBJ もコメント（全 26 ページ）を公表しました。

### < 今月の記事一覧 >

カテゴリ	発信元 ( 1 )	記事のタイトル ( 2 )
金融商品	[DTT]	<a href="#">デロイトが、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の適用後レビューに関する情報要請についてコメントしました。</a>
	[ASBJ]	<a href="#">ASBJ が、IASB の情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」に対するコメントを公表しました。</a>

表示及び 開示	【DTT】	<a href="#">デロイトが IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」についてコメントしました。</a>
	【ASBJ】	<a href="#">ASBJ が、IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」に対するコメントを公表しました。</a>
会議	【IASB】	<a href="#">2022 年 1 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
	【IFRS IC】	<a href="#">2022 年 2 月の IFRS 解釈指針委員会会議のアジェンダが公表されました。</a>
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました 変更点の分析（2022 年 1 月の会議）</a>
コンバー ジェンス	【ASBJ】	<a href="#">第 472 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。</a>
		<a href="#">第 471 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。</a>

- 1 発信元の正式名称は末尾の <凡例> をご参照ください。
- 2 <今月のハイライト> で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

## < 記事本文 >

### 金融商品

（2022 年 1 月 28 日）

[【DTT】 デロイトが、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の適用後レビューに関する情報要請についてコメントしました。](#)

デロイトは、IASB が 2021 年 9 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューに関する情報要請について、コメント・レター（全 19 ページ）を掲載しました。コメント・レターの中で、デロイトは、IFRS 第 9 号の分類及び測定が当初想定通りに機能している点に触れた上で、基準をより関連性の高いものにするために修正できる 3 つの分野（ESG に関する契約にリンクしている変動負債等）があることを述べています。

コメント・レターは[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 1 月 27 日）

[【ASBJ】 ASBJ が、IASB の情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号「金融商品」分類及び測定」に対するコメントを公表しました。](#)

ASBJ は、IASB が 2021 年 9 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューに関する情報要請について、日本の法域の利害関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックに基づき、作成したコメント（全 19 ページ）を公表しました。

契約上のキャッシュ・フローの特性についても、日本の法域では基準設定時に想定されていなかった要素（例えば、サステナビリティに連動する変動要素）が組み込まれた新たな種類の金融商品が組成されており、このような新たな金融商品に対する取扱いの明確化、またこのような新たな要素を含む金融商品すべてが、償却原価でなく公正価値で測定されることが適切ではないと考えていることにも触れられています。

[今月の記事一覧へ](#)

## 表示及び開示

(2022年1月6日)

[【DTT】デロイトがIASBの公開草案「IFRS基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案）」についてコメントしました。](#)

2021年3月に公表されたIASBの公開草案ED/2021/3「IFRS基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案）」（コメント期限2022年1月12日）について、デロイトがコメント・レター（全13ページ）を公表しました。

デロイトは、公開草案について、規範的な開示要件の削除には比較可能性を損なう点、主観的な部分がより含められることにより監査側のチャレンジがより必要になり、結果的にコストが大幅に増加する点の懸念等や、開示に関する重要性の判断に際して判断の枠組がIASBから提供されるべきである点等が述べられています。

コメント・レターは[こちら](#)

2021年3月公表の公開草案について解説したデロイトのニュースレターの日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

IASBによる公開草案は[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2022年1月12日)

[【ASBJ】ASBJが、IASBの公開草案「IFRS基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案）」に対するコメントを公表しました。](#)

ASBJは、2021年3月に公表されたIASBの公開草案ED/2021/3「IFRS基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案）」（コメント期限2022年1月12日）に対するコメント（全26ページ）を公表しました。

開示の問題点を解決するためには、会計基準のみを変更することでは十分ではなく、新たなガイダンス案の実効性を確保する体制整備も重要であり、IASBは、監査人や規制当局と協働する必要があるとの考えが述べられています。

[今月の記事一覧へ](#)

## 会議

(2022年1月28日)

[【IASB】2022年1月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2022年1月25日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

### ■ 基本財務諸表

（暫定決定）

- 経営者業績指標（開示 有用性及び調整表）について

- 公開草案で提案された経営者業績指標が、業績についての経営者の見方を伝えると考える理由について、企業が開示する要求案を確認することを決定しました。これには、経営者業績指標がどのように計算されるのか、経営者業績指標がどのように企業の業績に関する有用な情報を提供するのかが含まれます。
- また、上記要求案に関する追加的な適用指針等を提供することを決定しました。当該適用指針は、財務諸表利用者が理解に必要である場合は、経営者業績指標の計算方法及び経営者業績指標がどのように企業の業績に関する有用な情報を提供するののかについての説明は個々の調整項目を指す旨を明確化することを決定しました。
- 公開草案で提案された、経営者業績指標と IFRS 会計基準において定められている最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の調整表を、企業が開示するという要求案を確認することを決定しました。
- 公開草案で提案された調整表における調整項目のそれぞれについて、財務業績の計算書における各科目に係る金額を開示することを企業に要求することを決定しました。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

なお、IASB による当会議の議事録 (IASB Update) は、[こちら](#) (IASB のウェブサイト) に掲載され、ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト) に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2022 年 1 月 21 日)

[【IFRS IC】 2022 年 2 月の IFRS 解釈指針委員会会議のアジェンダが公表されました。](#)

2022 年 2 月 1 日に開催される当会議では、以下を含むトピックを議論する予定です。

- 年金契約の利益認識 (IFRS 第 17 号「保険契約」)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ワーク・プラン

(2022 年 1 月 28 日)

[【IASB】 IASB がワーク・プランを更新しました 変更点の分析 \(2022 年 1 月の会議\)](#)

2022 年 1 月の IASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

- リサーチ・プロジェクト
  - ・ 共通支配下の企業結合：直近のマイルストーンはプロジェクトの方向性を決定 (予定日は公表されていない)。
  - ・ IFRS 第 9 号「金融商品」の適用後レビュー分類及び測定：情報要請のフィードバックが 2022 年 3 月予定に変更 (以前は 2022 年上半期)。

- ・ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配企業の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー：フィードバック・ステートメントが 2022 年第 2 四半期に予定（以前は 2022 年上半期）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## コンバージェンス

（2022 年 1 月 27 日）

[【ASBJ】 第 472 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJ は、2022 年 1 月 26 日に開催された第 472 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
  - ・ 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて説明がなされ、審議が行われました。
- 金融資産の減損に関する会計基準の開発
  - ・ ステップ 1 の ECL（IFRS）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択及びその前段階の整理（ステップ 0）における検討項目と進め方について説明がなされ、審議が行われました。

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 1 月 13 日）

[【ASBJ】 第 471 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJ は、2022 年 1 月 12 日に開催された第 471 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
  - ・ 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて説明がなされ、審議が行われました。
- IASB 情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」へのコメントの検討
  - ・ IASB 情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」へのコメントの検討について説明がなされ、審議が行われました。

[今月の記事一覧へ](#)

## < 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー-財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト ( )	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)

FCA	金融行為規制機構 ( Financial Conduct Authority )
FDIC	米連邦預金保険公社 ( Federal Deposit Insurance Corporation )
FinREC	財務報告執行委員会 ( Financial Reporting Executive Committee )
FRB	連邦準備制度理事会 ( Board of Governors of the Federal Reserve System )
FRC	英国財務報告評議会 ( Financial Reporting Council )
FSA	金融庁 ( Financial Services Agency )
FSB	金融安定理事会 ( Financial Stability Board )
FSI	金融安定研究所 ( Financial Stability Institute )
GPF	世界作成者フォーラム ( Global Preparers Forum )
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 ( Global Public Policy Committee )
GRI	グローバル・レポート・イニシアティブ ( Global Reporting Initiative )
HKICPA	香港会計士協会 ( Hong Kong Institute of CPAs )
IAASB	国際監査・保証基準審議会 ( International Auditing and Assurance Standards Board )
IAIS	保険監督者国際機構 ( International Association of Insurance Supervisors )
IASB	国際会計基準審議会 ( International Accounting Standards Board )
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション ( ICE Benchmark Administration )
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 ( Institute of Chartered Accountants in England and Wales )
ICAI	インド勅許会計士協会 ( Institute of Chartered Accountants of India )
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 ( Institute of Chartered Accounting of Scotland )
ICE	インターコンチネンタル取引所 ( Intercontinental Exchange )
ICPAK	ケニア公認会計士協会 ( Institute of Certified Public Accountants of Kenya )
IFAC	国際会計士連盟 ( International Federation of Accountants )
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム ( International Forum of Accounting Standard Setters )
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム ( International Forum of Independent Audit Regulators )
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 ( IFRS Advisory Council )
IFRS Foundation	IFRS 財団 ( IFRS Foundation )
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 ( IFRS Foundation Trustees )
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 ( IFRS Interpretations Committee )
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ ( Institutional Investors Group on Climate Change )
IIRC	国際統合報告評議会 ( International Integrated Reporting Council )
IOSCO	証券監督者国際機構 ( International Organization of Securities Commissions )
IPTF	国際実務タスクフォース ( International Practices Task Force )
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 ( Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting )
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 ( International Sustainability Standards Board )
IVSC	国際評価基準審議会 ( International Valuation Standards Council )
JICPA	日本公認会計士協会 ( Japanese Institute of Certified Public Accountants )
KASB	韓国会計基準委員会 ( Korea Accounting Standards Board )
MASB	マレーシア会計基準審議会 ( Malaysian Accounting Standards Board )
NCUA	全米信用組合管理機構 ( National Credit Union Administration )
OCC	米通貨監督庁 ( Office of the Comptroller of the Currency )

OIC	イタリア会計基準設定主体 ( Organismo Italiano di Contabilità )
PAFA	汎アフリカ会計士協会 ( Pan African Federation of Accountants )
PIOB	公益監視委員会 ( Public Interest Oversight Board )
PRA	英国健全性監督機構 ( Prudential Regulatory Authority )
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 ( Sustainability Accounting Standards Board )
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース ( Task Force on Climate related Financial Disclosures )
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース ( Taskforce on Nature-related Financial Disclosures )
UKEB	英国エンドースメント審議会 ( UK Endorsement Board )
UNCTAD	国連貿易開発会議 ( United Nations Conference on Trade and Development )
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ ( United Nations Environment Programme Finance Initiative )
VRF	価値報告財団 ( Value Reporting Foundation )
WEF	世界経済フォーラム ( World Economic Forum )
WSS	世界会計基準設定主体 ( World Standard-setters )

「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

## <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 ( [kyo.sakata@tohatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohatsu.co.jp) )、小口敬 ( [kei1.oguchi@tohatsu.co.jp](mailto:kei1.oguchi@tohatsu.co.jp) )、

谷口智哉 ( [toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp](mailto:toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp) )



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ( [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) ) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ( DTTL )、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 ( 総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関

係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイト・ネットワーク」）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.